

HVAC&R JAPAN 事務局行
FAX: (03) 5657-0645

株式会社JTBコミュニケーションデザイン内
 〒105-8335 東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング
 TEL: 03-5657-0755 E-mail: hvac@jtbcom.co.jp

出展申込書

— 提出期限 —
2017年 8月 31日(木)
 (早割期限: 2017年6月30日(金))

出展規約を遵守することに同意し、下記の通り申込みます。

[個人情報取り扱いについて] 個人情報取り扱いについて、下記URLをご確認の上、同意くださいますようお願いいたします。主催者:一般社団法人日本冷凍空調工業会

[個人情報取り扱いについて URL: <http://www.hvacr.jp/privacy.html>] 左記に同意する

● 出展申込書

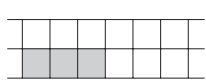
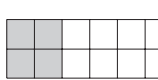
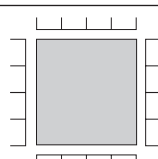
申込日: **2017**年 月 日

| | | |
|-------|----------------------------|------------|
| 出展会社名 | フリガナ | (印) |
| | 和文 | |
| | 英文 | |
| 申込会社名 | 社名 ※出展会社名と異なる場合のみ記入してください。 | |
| 代表者 | 所属・役職 | フリガナ 氏名 |
| | 住所〒 | |
| | TEL FAX | |
| 出展担当者 | 所属・役職 | フリガナ 氏名 |
| | E-mail | (印) |
| | 住所〒 | |
| | TEL FAX | |

● 小間数および出展料金 (内に をご記入ください。) ※振込手数料は、申込者にてご負担願います。

| 小間単価 | 申込小間数 | 出展料金 |
|--|-------|--------|
| <input type="checkbox"/> 主催団体会員 ¥250,000 (税別) | 小間 | ¥ (税別) |
| <input type="checkbox"/> 一般 ¥270,000 (税別) | | |
| <input type="checkbox"/> 早割 <input type="checkbox"/> 新規会員割 | | |

● 希望小間タイプ (内に をご記入ください。)

単列小間 
 複列小間 (4小間以上) 
 島小間 (15小間以上) 

● 出展分野 (内に をご記入ください。複数選択可)

- 冷凍空調機器 産業用冷却・加熱設備 暖房給湯機器 関連機器 関連資材・部品
 環境対策機器・システム(フロン対策など) コージェネレーション 氷蓄熱システム ガス空調システム
 地域冷暖房システム ESCO 再生可能エネルギー利用機器 エネルギーマネジメントシステム 団体・プレス等

● 出展内容 ※予定の範囲で結構ですので必ずご記入ください。

● 連絡欄

| 事務局記入欄 | | |
|--------|------|------|
| 承認印 | 受付者印 | 受付番号 |
| | | |

出展規約

第1章 総則

第1条 名称

本展示会の名称を「HVAC&R JAPAN 2018 (ヒーバック&アールジャパン) 第40回冷凍・空調・暖房展 (以下「HVAC&R JAPAN」という) 」とし、英文名称は「HEATING, VENTILATING, AIR-CONDITIONING AND REFRIGERATING EXPO.」とし、略称を「HVAC&R JAPAN 2018」とする。

第2条 主催者

1. 一般社団法人日本冷凍空調工業会(以下「主催者」という)が、HVAC&R JAPANを主催する。
2. 主催者はHVAC&R JAPANの開催に関する一切の権限と責任を持つ。

第3条 出展者

1. HVAC&R JAPANに出展申込みを行い、主催者がそれを認めた機関、法人、団体を出展者とする。
2. 出展者は、HVAC&R JAPANの展示・運営について、主催者の定める規約、または指示に従わなければならない。

第4条 事務局

主催者は、HVAC&R JAPANを実施するため、一般社団法人日本冷凍空調工業会にHVAC&R JAPAN事務局(以下「事務局」という)を設ける。

第2章 出展要領等

第5条 出展の申込みと契約の成立

1. 出展申込者は、本出展規約を遵守することを承諾した上で、必要事項を出展申込書に記載し主催者に提出する。
2. 主催者は、申込み内容を確認し、展示会の主旨に適合すると考えられる出展申込者に対して、「出展確認書」と「請求書」を送付する。
3. 出展申込者と主催者との契約成立は、この「出展確認書」を発送した時点をもって成立する。
4. 出展の申込み受付期間は2017年8月31日(木)までとする。

第6条 出展料

出展料は日本国通貨で支払うものとする。

第7条 出展料の支払先

出展者が支払うべき出展料等の支払先は、次の通りとする。
みずほ銀行 神谷町支店 普通 1079133
口座名義: 社) 日本冷凍空調工業会

第8条 展示小間位置の決定

1. 展示小間位置の決定は、出展小間数、過去の出展実績、出展規模、出展機種を勘案し、主催者が決定するものとする。
2. 主催者は、展示効果向上等のために小間位置発表後も、小間を再配置できるものとする。その場合、出展者は主催者に対し、小間位置の変更やそれにより発生する経費について、賠償請求はできない。

第9条 共同出展

2社以上で共同出展をする場合は、主となる1社が代表して共同出展する社名等を出展申込時に連絡する。

第10条 小間の転貸等の禁止

出展者は、自社分の小間を主催者の承諾なしに転売、売買、交換、譲渡することは出来ない。

第11条 出展者による出展の取止め

1. 出展者が出展の全部または一部を取止めることは、原則として認めないものとする。ただし、取止めの旨およびその理由を明記した書面を主催者宛に送付し、主催者が、不可抗力と認め、解約を承認する場合は、下記キャンセル料を支払うことにより、出展の取止めをすることができる。また、2018年2月26日(月)16:00までに小間内装飾を終了していない場合もこれに相当する。
2. 出展を取止める場合、キャンセル料は、書面の到着を主催者が確認した日時を出展取止日として算定する。
3. 出展者は、出展取止日を基準として、以下のキャンセル料を主催者に支払うものとする。
1) 出展取止日が出展申込日より2017年10月31日(火)までの場合: 出展料の50%
2) 出展取止日が2017年10月31日(火)以降の場合: 出展料の100%

第12条 主催者による出展の取消し

1. 主催者は、出展確認書発行後においても、当該出展者がHVAC&R JAPANにふさわしくないと判断した(人、物、行為、印刷物および主催者が問題あると考える性質の全てにおよぶもの)場合、既に払い込まれた出展料を返還することを条件に、出展者に出展の辞退を求めることができる。
2. 主催者は、指定された期日までに出品料を支払わない出展者については、その出展の決定を取消すことがある。

第13条 展示会の中止・中断

1. HVAC&R JAPAN (またはその一部) が、不可抗力的事由により、開催または継続が不能または困難であると主催者が判断した場合、主催者は開催の中止または中断をすることができる。出展者は、いかなる場合でもその決定により蒙った損害の損害賠償を主催者に対して請求することはできない。
2. 前項の不可抗力的事由とは、台風・洪水・風雪・地震などの天災、および疫病・火災・その他の事故、国および地方公共団体等の法的規制決定がある場合をいう。

第3章 補償義務等

第14条 主催者の補償義務の免責

1. 主催者はいかなる場合にも、出展物、出展に付帯して会場に搬入された物品(出展者およびその関係者が携帯した所持品を含む)、あるいは展示小間設備のいずれか、もしくはそのすべてに生じた盗難、滅失、損害などの一切の物的損害について、補償の義務を負わないものとする。
2. 主催者はいかなる場合にも、出展者による展示、あるいは出展者がHVAC&R JAPANに出展したことのみならず、もしくはそのすべてが原因となって、出展者、出展者の使用人、もしくは代理人、その他の関係人、あるいは第三者のいずれか、もしくはそのすべてに生じた物的損害および身体障害について、補償の義務を負わないものとする。

第15条 出展物の管理と免責

出展物の管理責任は出展者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負わないものとする。

第16条 損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備の損壊、第三者の展示小間設備や展示物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとする。

第4章 その他

第17条 招聘保証書の発行について

出展者は、主催者にVISA(査証)の発給に必要な招聘保証書等の書類の発行を要求することはできない。

第18条 日本国法令規定の遵守

出展者は、日本国法令規定を遵守しなければならない。

第19条 使用言語

本規約およびそれに関連して主催者が作成・開示する各書類の使用言語は、日本語とする。

第20条 規約の変更

主催者は必要と認めた場合、本規約の一部を変更することがある。変更された規約は文書またはその他の方法で通知する。

第21条 規約等の遵守

出展者は本規約他 主催者が定める全ての規約・「出展の手引き」記載の規程等を遵守する。

第22条 疑義

本規約に定めていない事項、あるいは疑義のある場合については主催者が最終決定権を保持する。